

免許番号	内共第十四号		
漁業権者	岐阜市東島1丁目5番1号 長良川漁業協同組合		
漁業の名称	あゆ漁業、あまご漁業、にじます漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なまず漁業、もろこ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、もくずがに漁業		
関係地区	岐阜市（平成十七年十二月三十一日における岐阜市の区域に限る。）、大垣市（平成十八年三月二十六日における安八郡墨俣町の区域に限る。）、山口市、瑞穂市、本巣市（平成十六年一月三十一日における本巣郡真正町の区域に限る。）及び本巣郡北方町		
行使制限統数	・地獄網 5統	・いしこびき網 5統	・地びき網 2統
	・夜川網 35統	・登り落 30統	
	・中獵網 30統	・あゆ瀬張網 11統	

### 漁場の位置及び区域

#### 漁業の位置及び区域

線第十一号から基点第十六号と点イとを結ぶ線までの長良川、基線第六号から下流の糸貫川、基線第十三号から下流の伊自良川並びに基点第十六号と基点第十七号を結ぶ線から下流の津保川、荒田川、論田川、根尾川、板屋川、早田川、則武川、新堀川、正木川、鷺山川、鳥羽川、天神川、新川、石田川、椎倉川、東川、椿川、城田寺川、しびり川、両満川及び山田川並びにそれらの支流川

- 基線第六号 本巣市小柿と本巣郡北方町高屋とに架かる新糸貫橋の下流端の線
- 基線第十一号 岐阜市茶屋新田と大垣市墨俣町墨俣とに架かる長良大橋の下流端の線
- 基線第十三号 山口市長滝地内に設置された伊自良えん堤の下流端の線
- 基点第十六号 岐阜市上芥見地内の津保川と桐谷川の合流点下流端から下流百四十メートルの点
- 基点第十七号 岐阜市上芥見地内各務用水排水口の下流端から上流三十メートルの点
- 基点第十八号 岐阜市上芥見地内長良川左岸の岐阜県河川距離標五十九・八キロメートルの点
- 点 イ 基点第十八号から三百十五度四十七分の線と長良川右岸との交点

